

公募型プロポーザルにかかる手続き開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

令和6年6月11日

世田谷区

1 契約の概要

(1) 件名

世田谷区立保育園保育業務における労働者派遣（単価契約）

(2) 目的

昨今、正規保育士の産・育休者が増加傾向にあるため、労働者派遣により、必要な資格や技量を有し、かつ正規職員と同等の日数が勤務可能な人材を確保し、保育業務の円滑化を図る。

この業務の実施にあたっては、区内45ヵ所の区立保育園を3ブロックに分け、ブロックごとに複数の事業者へ委託する。

(3) 契約内容

世田谷区立保育園における保育業務の従事者の派遣

【派遣労働者の業務内容】

クラス担任、もしくはクラス担任補助業務。

日案・週案・月案、及びその他の書類の作成をすること。

職員会議に参加すること。

園・クラス便りを作成すること。

行事準備、行事担当補佐。

区主催研修に参加すること。

その他指揮命令者の指定する業務。

派遣先での被服貸与なし。派遣労働者の被服は派遣元が用意すること。

(4) 履行期間

令和6年10月1日から令和7年3月31日まで

事業内容が良好と認められる場合は、予算の配当を条件とし、令和7～8年度についても新たな契約を結ぶことを認める。なお、契約は単年度ごととする。

2 参加資格

本件の参加者は、次に掲げる資格を満たしている単体の法人であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しない者であること、及び同条第2項による措置を現に受けていない者であること。

(2) 世田谷区の競争入札参加資格を有すること、または当該資格を取得するに足る同等の条件を満たしていること。なお、当該資格を有しない場合は、同等の条件であることを確認するため、下記の書類を提出すること。

履歴事項全部証明書

税務署が発行する納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」）

提案を行う営業所が所在する都道府県が発行する法人事業税の納税証明書
（営業所の所在都道府県が発行できない場合は、本店の所在都道府県が発行するものでも可）

財務諸表（過去２年間）

- （３）世田谷区から入札参加禁止または指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- （４）都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- （５）「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（昭和 60 年法律第 88 号）に基づく厚生労働大臣による一般労働者派遣事業許可を得ている事業者であること。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では、提案書の提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

4 提案書を特定するための評価基準

- （１）法人の継続性・安定性・実績
 - 保育士登録者数
 - 保育施設の運営実績
 - 派遣中の保育士数
 - 認可保育園・認定こども園への派遣経験
- （２）実施体制
 - 派遣元責任者及び担当者の本業務に係る専任状況などの体制。
 - 派遣先責任者及び指揮命令者との調整役の設定。
- （３）派遣する労働者の雇用管理体制
 - 派遣可能数。
 - 人材確保方法。
 - 派遣労働者の募集要件及び雇用に関する考え方。
 - 年度途中の新規依頼への対応。
 - 予定数を超える派遣依頼への対応。
 - 派遣労働者への研修体制。
 - 派遣開始後のフォロー体制。
 - 派遣労働者から派遣先への苦情対応体制。
 - 派遣労働者が休業を要する場合の対応。
 - 派遣労働者の契約期間中の退職申出対応。
- （４）個人情報保護
 - 社内での個人情報の取り扱い。
 - 派遣労働者への守秘義務の周知・徹底。

(5) 危機管理

派遣労働者の労働災害対応

保健労働者を起因とする事故等の対応

5 手続き等

(1) 担当部課

担当課：世田谷区子ども・若者部保育課 担当：櫻井

住所：〒154-8504 世田谷区世田谷 4 - 2 1 - 2 7

世田谷区役所第 2 庁舎 2 階 2 2 番窓口

電話：0 3 - 6 4 5 3 - 4 9 1 2 FAX：0 3 - 6 4 5 3 - 4 8 5 6

電子メール：SEA02243@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 説明書の交付期間及び場所

交付期間

令和 6 年 6 月 1 1 日（火）から令和 6 年 6 月 2 5 日（火）午後 5 時まで

交付場所

上記（ 1 ）窓口にて交付、または区ホームページからダウンロード可能

(3) 参加表明書の提出期限及び場所

提出期限：令和 6 年 6 月 2 5 日（火）午後 5 時まで（必着）

提出場所：上記（ 1 ）窓口へ持参または郵送

郵送による提出の場合、到着確認の連絡を必ず行うこと。

(4) 提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

提出期限

令和 6 年 7 月 2 6 日（金）午後 5 時まで（必着）

提出場所

上記（ 1 ）に同じ

提出方法

持参のみ受付。なお、後日メールにて提案書及び見積書のデータを区に提出すること。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 当該契約に直接関連する他の契約を当該契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 5（ 1 ）に同じ。

(6) 参加表明書及び提案書の作成・提出などにかかる費用については、区では一切負担しない。

(7) 本選定過程で提出された資料等は返却しない。

(8) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称な

らびに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。

（ 9 ）提案書の提出後に 2 の資格要件に該当しないこととなった者、及び提出された書類の記載事項に虚偽のあることが判明した場合、その参加者は失格とする。

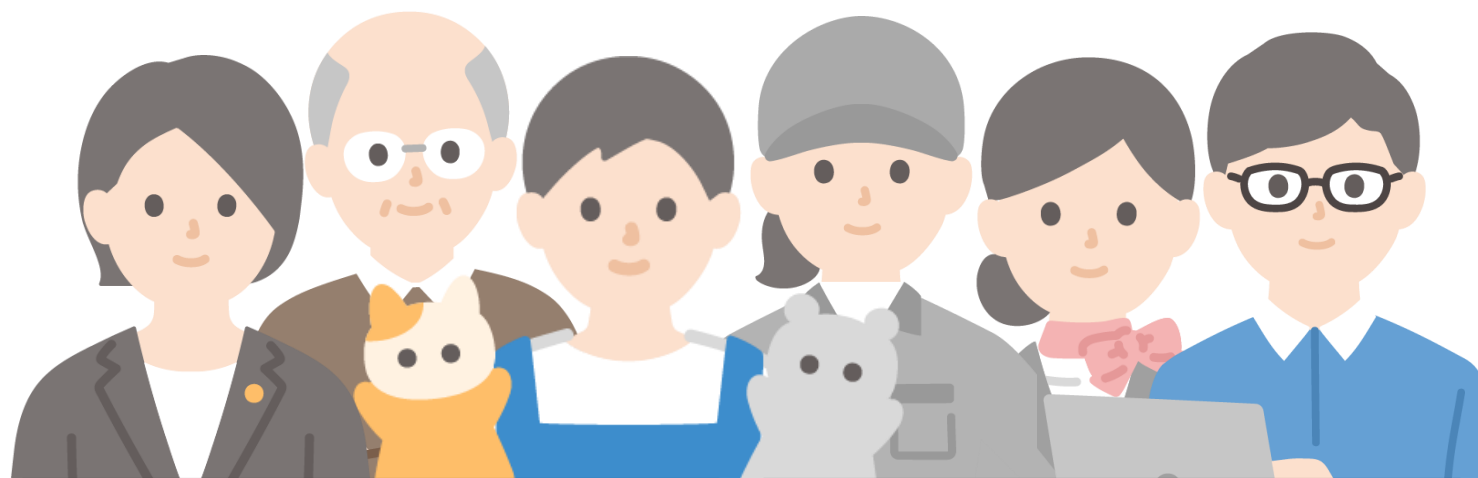
（ 1 0 ）詳細は、 5 （ 2 ）説明書による。

（ 1 1 ）本案件は、令和 6 年度の提案限度額を 1 事業者あたり 3, 5 0 0 万円（消費税・地方消費税込）未満としている。

ただし、区と協議のうえ 1 0 人を超えて派遣する場合は 1 名あたり 3, 4 1 7, 7 5 0 円（消費税・地方消費税込）まで提案限度額を上乗せできるものとする。

区との契約では単年度で予定価格 2, 0 0 0 万円を超える業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。詳細は別紙を確認すること。

世田谷区との一定額以上の契約には
「労働報酬下限額」 が適用されます



工事請負契約の
技能労働者

東京都の公共工事設計労務単価
の職種ごとの**85%相当額**

(各職種の金額は裏面をご覧ください)

工事以外の契約の
労働者

1 時間あたり

1,330円

労働報酬下限額とは…

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額です。労働者は、事業者（下請負者含む）のもとで、対象案件※の業務に従事する方が対象です。一人親方や派遣労働者も含まれ、正社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

※予定価格が3千万円以上の工事請負契約、予定価格が2千万円以上の工事以外の契約及び指定管理者協定（不動産の買入れ、賃貸借を除く）

世田谷区公契約条例とは…

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としています。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係

電話：03-5432-2145～2152・2173・2435

FAX：03-5432-3046

世田谷区 公契約条例

検索



世田谷区公契約条例のその他の取組み

《 労働条件確認帳票 》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が50万円を超える契約(※)において契約事業者に配布し、提出を求めています。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

※ 指定管理協定は金額を問わず全案件が対象

閲覧場所	閲覧できる帳票
経理課 (世田谷区役所第一庁舎 2 階 20 番窓口)	教育総務課が取り扱う契約以外の契約
教育総務課 (世田谷区役所第一庁舎 4 階 46 番窓口)	教育委員会の契約のうち予定価格が 2 千万円未満の契約

《 労働報酬下限額周知カードの配布 》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通してその旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただくことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額（1 時間あたり）

職 種	労働報酬下限額	職 種	労働報酬下限額	職 種	労働報酬下限額
特 殊 作 業 員	3, 0 0 7 円	潜かん世話役	4, 4 2 0 円	型 わ く 工	3, 1 8 8 円
普 通 作 業 員	2, 6 9 9 円	さく岩工	3, 7 8 3 円	大 工	3, 0 6 0 円
軽 作 業 員	1, 8 7 0 円	トンネル特殊工	3, 6 0 2 円	左 官	3, 2 7 3 円
造 園 工	2, 7 5 2 円	トンネル作業員	3, 1 2 4 円	配 管 工	2, 8 6 9 円
法 面 工	3, 3 5 8 円	トンネル世話役	4, 0 8 0 円	は つ り 工	3, 0 3 9 円
と び 工	3, 3 1 5 円	橋りょう特殊工	3, 4 9 6 円	防 水 工	3, 6 3 4 円
石 工	3, 3 3 7 円	橋りょう塗装工	3, 5 7 0 円	板 金 工	3, 4 4 3 円
ブ ロ ッ ク 工	3, 1 0 3 円	橋りょう世話役	4, 0 9 1 円	サ ッ シ 工	3, 2 3 0 円
電 工	3, 1 9 9 円	土木一般世話役	3, 2 9 4 円	内 装 工	3, 3 2 6 円
鉄 筋 工	3, 2 8 4 円	高級船員	3, 8 8 9 円	ガ ラ ス 工	3, 1 7 7 円
鉄 骨 工	2, 9 7 5 円	普通船員	3, 1 3 5 円	建 具 工	2, 8 5 9 円
塗 装 工	3, 4 7 5 円	潜水士	5, 0 1 5 円	ダ ク ト 工	2, 8 6 9 円
溶 接 工	3, 5 9 2 円	潜水連絡員	3, 6 6 6 円	保 温 工	2, 7 8 4 円
運転手（特殊）	3, 0 7 1 円	潜水送気員	3, 5 6 0 円	設 備 機 械 工	2, 8 0 5 円
運転手（一般）	2, 5 0 8 円	山林砂防工	3, 2 6 2 円	交 通 誘 導 員 A	2, 0 1 9 円
潜 か ん 工	3, 7 3 0 円	軌道工	5, 7 8 0 円	交 通 誘 導 員 B	1, 7 6 4 円
				上 記 以 外 の 職 種	1, 3 3 0 円

※上記の金額は熟練労働者に適用されます。

※上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1 時間当たり1, 5 4 0 円になります。

このちらしに記載の労働報酬下限額は、令和6年3月14日告示によるものです。
適用対象は令和6年4月1日以後に締結する契約（上記の告示前に公告し、入札に付された契約を除く）です。